

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル

日本・EU 両政府への提言

【仮訳】

2013年4月29-30日、パリ

ワーキング・パーティ D

金融サービス、会計、税制

ワーキング・パーティ・リーダー：

BNP パリバ
特別顧問
ジャン・ルミエール

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会議長
稲野 和利

略称・略語一覧表

略語	意味
FSB	Financial Stability Board 金融安定理事会
BCBS	Basel Committee on Banking Supervision バーゼル銀行監督委員会
IOSCO	International Organization of Securities Commissions 証券監督者国際機構
EMIR	European Market Infrastructure Regulation 欧州市場インフラ規制
MiFID	Markets in Financial Instruments Directive 金融商品市場指令
OCI	Other comprehensive income その他の包括利益
APA	Advanced Pricing Agreement 事前確認制度
FSA	Financial Services Agency(Japan) 金融庁
EIOPA	European Insurance and Occupational Pensions Authority 欧州保険年金監督機構
FTT	Financial Transaction Tax 金融取引税

はじめに

日本および欧州は、長期に亘るデフレ経済または金融危機といった様々な経済環境から生じた課題に直面し、また持続的な経済成長をとり戻す必要性に迫られている。G20 加盟国の首脳は、金融セクターにおける信頼性、安定性および透明性を促すため、規制改革を実施することで合意しており、このような改革の構築および実施に向けたグローバルでの取り組みは、国際的な整合性を確保するために、金融安定理事会によって厳重にモニタリングされている。これまで提案された規制や健全性政策は、システミックな危機の再発を防止し、説明責任を向上させ、健全な金融セクターが実体経済活動を下支えすることで最終的には経済の回復に寄与すると期待されている。

各国政府および世界の監督機関が、規制や政策の導入・実施において、また、それぞれ異なった環境や慣行を抱える市場に与える影響を完全かつ累積的に評価する上で、さらに整合性および効率性を確保する上で、協調的なアプローチを取ることは必要不可欠である。これらの共通の政策目標は世界的に事業を行う企業にとって効率的な資源配分と、全ての参加者にとって公平な競争の場を確保することであるため、税制や会計基準等、金融規制の域を超えた分野にも当てはまることである。日本と欧州は一致団結して現在の厳しい状況を乗り越え、最も効果的に経済回復を達成させるべきである。

上述の記載内容は、本提言書内でワーキング・パーティーD が選択した優先提言項目に反映されている。2つの星印が付いている提言項目が最重要提言である。

日本および EU の産業界から両政府に対する提言

WP- D / #01 / EJ to EJ 金融市場改革を進めるに際して注意すべき点

- 各々の法域を守るための過度な保護主義的政策や規制の重複は、ホーム国による適切な監督や国際的な協調によって回避されるべきである。グローバル・バンキング・サービスに対する制約は、企業の事業活動にネガティブな影響を与える。たとえば、調達コストの上昇や現金及び資産の非効率な運用などクロスボーダー取引に悪影響を与える可能性がある。
- 金融市場改革は、金融システム全般の健全性を追求するとともに、金融市場および資本市場の実質的な機能に及ぼす影響、特に市場の流動性に対して、考慮した上で実施されるべきである。

<進捗状況>

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)及び証券監督者国際機構(IOSCO)は、清算集中されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する市中協議文書を 2012 年 7 月に公表（意見提出期限 9 月）。2013 年 2 月、BCBS と IOSCO は最終案に近い第 2 次市中協議文書を公表（意見提出期限 3 月 15 日）。金融安定理事会(FSB)は 2012 年 11 月、市中協議文書「シャドールバンキングの規制と監視の強化」を公表した（意見提出期限 2013 年 1 月）。

<背景>

グローバルな金融市場改革の努力が実を結ぶためには、市場及び市場参加者にとり公平な競争条件を確保するための、グローバルでマルチラテラルな議論を通じた、一貫性のある規制の構築と導入が必要である。とりわけ、個々の規制を複数導入した際の複合的な影響の出方、グローバルな経済回復に与える影響についても、十分考慮すべきである。

流動性に関連して、グローバルな規制当局から出されている次の 2 つの提案が特に懸念される。1)清算集中されないデリバティブ取引に係る証拠金規制、と、2)シャドールバンキングに関連した証券貸借及びレポ取引に対する規制（特に最低ヘアカット導入の提案）。提案どおり導入されれば、金融市場及び信用供給、ひいては経済成長そのものに対して意図せざるネガティブな影響を及ぼすこととなり、そのような事態は回避しなければならない。

WP- D / #02 / EJ to EJ 米国金融規制との調和

- ・ 欧州と日本の金融当局および市場参加者（金融機関、事業会社を含む）は、G20 レベルにおける改革に向けた国際的コミットメントを尊重のうえ、世界の経済成長回復にとり重要な実効性ある国際金融市場の機能発揮に資するため、とくにクロスボーダーな店頭デリバティブ市場改革を含め、米国の金融規制との十分な調和を図るよう、努力を継続すべきである。

<進捗状況>

とくにクロスボーダーな制度フレームワークに関し、店頭デリバティブ市場改革の実施において当局間でコーディネーションの結果、2012年12月に国際当局者間（米国・EU・日本を含む）の国際的協調にかかる共同声明など、一定の成果が出ている。直近では、各国財務大臣（バルニエ欧州委員、モスコビチ仏財務相、ショイブレ独財務相、オズボーン英財務相および麻生副総理を含む）が4月18日付に米国ルー財務長官に宛てた書簡の内容を支持する。同書簡は、店頭デリバティブ市場改革の一環として実行可能なクロスボーダー規制の策定に関して、その進展が欠如していることに対して懸念を示すと同時に、ルー財務長官に対し、相互承認、代替的コンプライアンス、ルールの適用除外などの適切な政策の組み合わせと、国境を越えて活動している企業に対する登録要件に関する慎重な検討を求めている。

<背景>

デリバティブのビジネスにおいて、欧州と米国の規制当局は、現在、EMIR（欧州市場インフラ規制）、MiFID（金融商品市場指令）の見直し、ドッド・フランク法の下で導入されるスワップ取引のトレーディング、クリアリング、レポーティングの全ての必要事項及び関連するディーラー登録その他ライセンス要件等を調整し合理化すべきである。米FRBによる非米国銀行に対する規制の影響など、米国と十分な規制調和を図るべく努力すべき分野が他にもある。

WP- D / # 03 / EJ to EJ 日 EU 政府に向けた会計に関する提言

- ・ 企業が保有している売却可能有価証券の評価差額について、引き続き「その他包括利益」で認識することとしたことについて、我々はこれを支持する。但し、評価差額を「その他包括利益」で認識した場合、受取配当のみが当期純利益として認識され、有価証券の売却損益が、当期純利益として認識されない点については問題があると考えられる。
- ・ 退職給付会計における数理計算上の差異についてはリサイクリングが必要である。
- ・ オペレーティング・リースとファイナンス・リースは区別されるべきである。
- ・ 作成者の負担を減らす開示フレームワークが必要である。

<進捗状況>

欧州と日本のプログレスレポートによれば、両政府間で基準設定プロセスの妥当性を確保するための対話が継続されている。

<背景>

IASB と **FASB** は、財務報告の改善に向けた会計基準の収斂作業を行っており、2012年4月に進捗状況をまとめたアップデートノートを共同で発表した。また、会計分類や計測方法、リースについて最終的な基準を取りまとめる期限を2013年央と設定した。2013年2月のモスクワ **G20** 財務相中央銀行総裁会議で、**FSB** は会計基準収斂に向けた残るプロジェクトの進捗状況に関する **IASB** と **FASB** の共同アップデートを公表、**G20** は会計基準収斂の遅延に懸念を表明し、2013年末までに主要プロジェクトについて完了させるように求めた。**BRT** は、収斂に向けた更なる対話と、日本の **IFRS** 導入を、継続してサポートする。

一般的に、開示情報量はここ数年増加傾向を辿っている。作成者、利用者を含め全てのステークホルダーのためにも、適切な開示システムが必要とされている。

WP- D / # 04 / EJ to EJ 日 EU 両政府に向けた税制関連の提言

- 全 EU 加盟国と日本は古くなった租税条約を見直すべきである。租税条約は、配当金や利息、ロイヤリティの支払いについてできうる限り源泉徴収の対象から免除となるよう配慮すべきであり、対応的調整と仲裁を可能にする規定を導入すべきである。
- 移転価格税制に関する文書の共通化・簡素化、バイラテラル（二カ国間）およびマルチラテラル（多国間）**APA**（事前確認制度）の普及に一層努力すべきである。
- 事業への投資から得られる受取配当および売却時の株式譲渡利益を、法人税非課税とする投資資本参加免税制度を導入すべきである。
- たとえば銀行税のように、特定の産業やビジネス・カテゴリーに焦点を当てた税規制の導入は、民間セクターの資源配分や経済活動にゆがみを与える可能性があるため、避けるべきである。

<進捗状況>

進捗は限られている。

< 背景 >

グローバルに活動する企業のためには、二重課税の排除や必要書類の簡素化、明瞭かつ公平な税制を提供することが必要。特定の産業やセクターに対する税金の導入は、効率的な資源配分や経済成長を阻害する可能性がある。

日本および EU の産業界から日本政府に対する提言

WP- D / # 05 / EJ to J 日本政府に向けた金融サービスに関する提言

- ・ 日本郵政関連金融機関が業務範囲を拡大する前に、レベル・プレイング・フィールドを確立するのが望ましい。
- ・ 日本政府は、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の保有株式売却スケジュールを明らかにすべきである。

<進捗状況>

日本郵政は、日本郵政株式会社の株式上場にむけた計画を 10 月 29 日の郵政民営化委員会に提示した。

<背景>

2012 年 11 月 30 日、金融庁および総務省は、株式会社かんぽ生命保険から認可申請があった新規業務について、郵政民営化法第 138 条第 4 項に基づき、条件を付して認可した。

WP- D / #06 / EJ to J 金融機関の業務範囲拡大に関する提言

- ・ 金融機関の業務範囲を拡大することで、消費者の利便性を向上すべきである（例：銀行窓口販売における保険商品の法的枠組みの撤廃）。

<進捗状況>

銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等については、融資先募集規制の緩和が 2012 年 4 月 1 日付で施行された。

<背景>

銀行等による保険募集の状況については、金融庁が実態把握を行っているが、今後の規制改革に特定の期限は設けられておらず、必要が生じた場合に行うとされる。

WP- D / # 07 / EJ to J 日本に向けた税制関連の提言

- ・ 移転価格税制につき、BRT は次の点を提案する：

- すべてのクロスボーダーの取引は移転価格の法制（transfer pricing legislation）に基づいて処理されるべきであり、寄付に係る（relating to donations）国内の法人税のルールに基づくべきではない
- 監査評価のための移転価格の手法と事前確認制度（APA）で用いられる手法の一貫性を持たせること
- 税当局は、税務上の取り扱いの判断（tax ruling）の照会申請を受け入れて処理し、税法においても、税務上の取り扱いの判断を要請し取得する権利を規定すべきである。

<進捗状況>

進捗は限定的。

<背景>

グローバルな企業の活動や経済発展にとって、明瞭かつ公平な課税は、重要な点である。

日本および EU の産業界から EU 政府に対する提言

WP-D / #08 / EJ to E 銀行同盟の進展と欧州金融システムの安定

欧州債務危機問題の解決および欧州金融システムの安定のため、EU 政府が導入を進める銀行同盟の 2013 年中の進展を期待する。

<進捗状況>

新規の提言となる。

<背景>

EU 政府の取り組みによる銀行同盟の成功は、財政問題と銀行セクターの負の連鎖を断ち切るために不可欠であり、国際金融市場および消費者の信認を回復し、再び経済を成長軌道に回帰させることにより、日本および EU またはその他の地域の経済・商業活動に関する不安定要因を結果として解消する。

銀行同盟案には、①銀行監督権限の欧州中央銀行への統一、②より一層の預金者保護に向けた域内の預金保険制度の統一および③域内の金融機関破綻処理制度（清算基金を含む）の統一が含まれる。我々はこれらの重要なとり組みの進展を歓迎し、政治的英知で政策合意に向け様々な困難を乗り越えることを期待する。

一方このような取り組みに向けて交渉や妥協点を見出す過程で、財政政策の相違、またユーロ圏・非ユーロ圏諸国間での政治的アプローチの違い等、個々の加盟国の利害関係に起因する衝突を乗り越え、EU 政府には慎重かつ懸命な政治的プロセスを踏むように注意喚起したい。また EU 単一市場のメリットが失われ、地域経済の妨げになるような結果を引き起こさないことを要望したい。

WP- D / # 09/ EJ to E 保険会社に対するソルベンシー・マージン規制

同等性評価の判断プロセスは建設的に実施され、日本の監督制度は欧州の制度と同等であると評価されることを期待する。

<進捗状況>

この提言では一定の進捗がみられた。

<背景>

欧州保険年金監督機構 (EIOPA) では、保険会社によるリスクの理解、測定、管理を促すために、EU加盟国を対象とした幅広く調和の取れた枠組みとして新しい保険会社の健全性監督制度 (ソルベンシー II) の策定を進めている。2013年も EIOPA は引き続き第三国の保険監督制度について最終的な評価結果を提出することで、欧州委員会による同等性評価の判断を支援している。2013年の上期に、EIOPA は欧州委員会に日本の保険監督制度の同等性に関して再評価した評価報告書を提出する予定。

<税制>

WP- D / #10 / EJ to E EUに向けた金融取引税に関する提言

我々は、欧州委員会が公表した「強化された協力 (enhanced cooperation)」の下での金融取引税 (FTT) の導入指令案について、特に広範な金融取引が対象となることおよび域外適用の影響に関して非常に強い懸念を表明する。例えば、指令案では居住地原則と発行地原則に基づく一方的な税制の導入を提案しているが、幾重にも課税されるリスクがある。

もし FTT が導入された場合、取引コストは増加し、ひいては取引量の減少、市場流動性の低下が発生する。課税対象となる資産の種類が広範であるため、流通市場の影響を受け資金調達コストが大幅に増加し、さらに、金融市場での企業等による正当なヘッジ取引に悪影響を与えることになる。流通市場での流動性低下により、最終的には発行市場へも影響が及ぶ可能性がある。

<背景>

欧州委員会は、2011年9月、少なくとも一方の金融機関がEUに拠点を有する場合、金融機関間の金融商品取引に対して金融取引税を課す提案を公表したが、EU全加盟国での共通したFTTシステムの導入は合理的な期間内に達成され得ないとし、導入を断念している。2013年2月14日、欧州委員会はEU加盟11カ国による「強化された協力 (enhanced cooperation)」の下で、金融取引税の導入を図る指令案を採用した。

指令案は2011年9月に欧州委員会により提出された金融取引税案の適用範囲と目的と同様の内容である。FTT対象域内に関連した全ての取引に課税するというアプローチだけでなく、株式・債券は取引額の0.1%、デリバティブの場合は0.01%の比率で納税義務が課される点も引き続き維持されている。

強化された協力のもと、指令案の詳細は現在導入に向けて参加国で協議されている。全27加盟国はこの指令案に対する協議に参加をすることは可能とされている。しかしながら、強化された協力に参加する参加国のみが投票権を有しており、金融取引税の導入には参加国が全会一致で指令案を賛成しなければならない。欧州議会に対しては意見が求められる。